

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和元年9月6日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	板倉浩幸
	委員	山岸美登利	委員	飯田雅広
	委員	水野智見	委員	戸谷裕治
	委員	安藤洋一		
欠席委員	なし			
委員外 議員	黒川勝好		中村英子	
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	政策推進室 推進長	黒川静一	政策推進室 次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤保光
	政策推進課 推進長	北條寿文	総務部長	浅野幸司
	総務部 次長兼 税務課長	鈴木孝治	総務課長	戸谷政司
	民生部長	寺西孝	民生健康 部兼 推進課長	佐藤正浩
	住民課長	中村和恵	環境課長	石原己樹
	介護支援課 支援長	後藤雅幸	産業建設 部 部長	伊藤保彦
	産業建設部 次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎	教育長	石垣武雄
	教育部 次長兼 教長課	鈴木敬	生涯学習 課 課長	松井督人
職務のため出席した者	議長	安藤洋一	議事務局 会長	小島昌己
	書記	飯田和泉	主事	大竹孝平
付託事件	議案第34号 表彰について			

議案第35号	蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第36号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第37号	消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第38号	蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第39号	蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第40号	蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議案第42号	蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、委員外議員として、黒川勝好議員と中村英子議員が傍聴に来られております。

付託案件の審査終了後に、理事者退席後、少しだけお時間をいただき、議会報告会に向けた所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は8件であります。慎重に審議をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるよう、お願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。配付した次第に記されておりますように最初に複数の課に関する案件、議案第34号及び議案第37号を審査し、次に、総務に関する案件、議案第35号、議案第36号、議案第39号及び議案第40号の審査を行い、最後に、民生に関する案件、議案第38号及び議案第42号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

それでは、議案第34号「表彰について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

2点質問があります。

まず1点目、町功労者表彰、一般表彰とありますが、基準年数に達すれば表彰されるのですか。一般表彰を受けて、さらに町功労者表彰も受けるのでしょうか。2点目、職員の勤続25年以上というのは、誰でも表彰の対象となるのですか。

○総務課長 戸谷政司君

町功労者表彰と一般表彰ですが、基準年数に達すれば、例えば嘱託員の方が基準年数8年で一般表彰された後、町功労者での表彰ということで、2回目も対象となります。また、職員の勤続25年以上の表彰については、25年以上という基準を満たせば、表彰の対象になります。

○委員 板倉浩幸君

職員の表彰について、除外される場合もあるのですか。

○総務課長 戸谷政司君

基本的には、年数が基準に達していないと対象にはなりません。また、勤続25年以上で、さらに「成績優良なもの」という条件があるので、誰でも表彰されるという訳ではありません。

○委員長 吉田正昭君

他にございませんか。

○委員 飯田雅広君

私も2点ほど質問があります。

まず、表彰審査委員会の中では、どのような話があったのでしょうか。また、教育長は、新制度での新教育長となりましたが、どのような扱いとなっていますか。

○総務部長 浅野幸司君

表彰審査委員会についてですが、本年7月25日に表彰審査委員会を開催いたしました。事務局側から、表彰対象者について順次説明いたしました。委員からは特にこれといった意見もなく会が進められ、町長への答申に至ったというところです。次に、新制度での新教育長については、昨年12月議会に新教育長新設に伴う表彰条例並びに町政功労者表彰及び礼遇条例の改正について上程させていただき改正をいたしました。それまで教育長の立ち位置や責任のあり方が曖昧であったところを、教育委員会の最高責任者として、町長が直接任命するという立場になり、従前の教育長の任期も含めて今回の表彰に至ったということです。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号「表彰について」は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案37号「消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 浅野幸司君

請求資料を事前にタブレットの方に載せさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

多世代交流施設なんかは昨年オープンしたばかりですが、こういったことは考えておかなかったのかなと思ひまして。これでは、便乗値上げと捉えられても仕方がないもので。こういう上げ方をする前に、皆さんに訴えてから上げていくべきだと思いますが、どうですか。

○総務課長 戸谷政司君

前回の値上げについては平成20年に行っており、消費税が3%から5%に上がるときに、公民館の使用料の中で、12時から13時という枠の利用時間の設定がなかったため、「午後1」を追加したものです。また、消費税が5%から8%に上がるときには、その後に10%に上がるという話があったため据え置いたという経緯がございます。基本的な考え方が明記されていなかったこともあったため、今回明記し、今後値上げをする場合の基礎としていくところでございます。多世代交流施設に関しましても、公民館の使用料を基本としていたため、今回一緒に改正させていただくものでございます。

○委員 戸谷裕治君

条例案の名称に関して、「消費税率の引上げ等に伴う」という名称ではなく、「公共施設の管理にかかわる」など、受益者負担として正直に出してもらいたいと思います。この名称では、便乗値上げに感じるのです。

○総務部長 浅野幸司君

今回の改正の主な理由はふたつあります。1つ目は、使用料についての受益と負担のさらなる適正化を図ること、そして2つ目は、算定方法を明確にすることです。この時期に何故行うのかというと、消費税3%のときはほぼ現行のままでということでした。今の使用料は平成20年4月からであり、消費税が5%に上がった時以降の算定方法が曖昧だったため、消費税率の引上げと全く関係ないという訳ではなく、消費税率の引上げを踏まえて全庁的に見直しを図るため、この時期に上げさせていただいたものです。今後は、消費税率に関係なく、概ね5年ごとに見直しをしていく方針を立てています。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

受益者負担は必要だと思っておりますが、消費税率は2%しか上がっていないのに、使用料はかなり高くなっているという感を一般の方は受けると思いますね。行政と一般の方の感覚がかけ離れているように感じますもので。どうですか。

○総務部長 浅野幸司君

条例案の名称については、今後しっかり考えていかなければいけないと思っております。施設に関しては、維持管理という面もあるため、税外収入により自主財源を確保したいということもございます。

○委員 戸谷裕治君

税外収入は必要だと私も思います。しかし、条例案の出し方が悪いと思います。

○委員 板倉浩幸君

条例案の名称については、議案説明会のときに言っていた気がしますが、それは別として、請求資料について、施設の維持費に要する費用として、受益者負担75%、公費負担25%という割合はどのように決めたのですか。また、近隣市町村の使用料を把握しているのですか。

○総務課長 戸谷政司君

今回の考え方としては、原価の部分を受益者負担75%と公費負担25%に分けました。基本的に、公共性の高い施設なのかどうかという基準がございます。運動施設は、希望される方が使用するという部分が多いため、受益者負担を75%とさせていただきました。近隣市町村との差異は、各担当課で把握しているとは思いますが、そこまで細かく比較したという経緯はないため、総務課としては把握しておりません。

○委員 板倉浩幸君

受益者負担75%について、もう少し詳しく説明をお願いしたいのと、近隣市町村を細かく把握していないというのはどうなのかと思いますが、把握している課はないのですか。

○総務課長 戸谷政司君

受益者負担の考え方については、マトリックス表がありまして、誰もが使う施設か、特定

の方が使う施設か、また、絶対にあるべき施設か否か、という観点から分けられております。体育館については、誰もが使う施設ではない、という考え方にに基づき75%としています。また、情報の把握についてですが、各課で情報収集し、検討はしてございます。

○総務部長 浅野幸司君

私からも補足でご説明させていただきます。全国的にも受益者負担率が50～75%という自治体が多かったことから、75%とさせていただいたのはご理解が得られる割合という判断でございます。愛知県内では、最終的には100%まで持っていくという考えを持っている市町村もあります。しかし、蟹江町としては、75%が80、90%となると、使用料が跳ね上がる可能性が高く、75%といたしました。ここに至るまでの経緯といたしまして、昨年度末に資料を収集し着手し始め、今年度始めに各課で素案を作成し会議を開いて方針立てをしまして、現行との差異を各課において検討しながら、今回の条例整備に至っている次第でございます。

○委員 板倉浩幸君

公共施設の考え方が、町民の方とずれていると感じます。半年の周知期間を設けるということですが、ちょっとやり方が無謀ではないでしょうか。指定管理者は、この値上げについて納得をしているのですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

観光交流センター「祭人」の指定管理者にも説明をしてございます。町の方針に従いますということで了解を得ているところでございます。

○民生部長 寺西 孝君

多世代交流施設「泉人」の指定管理者に説明をいたしまして、部屋の使用料につきましては、町の基準に合わせて決定させていただくということでご理解をいただいております。なお、入浴料とピロティについては据え置きさせていただきます。

○委員 板倉浩幸君

実際に値上げした結果、利用する人が減少するという見込んでいるのですか。年間どのくらい負担がふえるのでしょうか。また、どのくらいの増収を見込んでいるのですか。

○総務課長 戸谷政司君

お配りいたしました請求資料の中で、「3 改定による影響額」ということで算定してございます。差額につきましては、約211万円の増収になるという見込みでございます。

○委員 板倉浩幸君

年間で、値上げする前と同じくらいの利用者があると見込んでいるのですか。

○総務課長 戸谷政司君

平成30年度中に利用された実績を基に算定しております。多世代交流施設はオープンして間もないため、算定よりふえる可能性があると考えております。

○委員 板倉浩幸君

値上げをしたら利用者が減らないのかという心配があります。いざ改定したが見込みほど利用がなかった場合を想定しているのですか。

○総務課長 戸谷政司君

今回の料金改定に関しては、半年の周知期間を設けて値上げをしていく予定です。利用が減らないかという危惧については、減らないような努力をしていきます。

○委員長 吉田正昭君

他にございませんか。

○委員 戸谷裕治君

小中学校の体育館の使用について、剣道などの指導者はボランティアでやってもらっている方もいます。そういったことも考えて、健康マイレージなどを活用できないのですか。

○生涯学習課長 松井督人君

スポーツ少年団に対しては使用料を免除しており、体育協会加盟団体は減額で対応しています。健康マイレージについては、今後健康推進課と協議していきたいと思えます。

○委員 戸谷裕治君

減免は団体に限られているので。受益者負担の考え方を変えていかなければいけないと思えます。このままでは住民の方に説明がつかない。

○委員 板倉浩幸君

減免は引き続き行っていくのですか。

○生涯学習課長 松井督人君

減額免除については改正していないため、今後も同様に継続していきます。

(「誰が決めるのか」の声あり)

○生涯学習課長 松井督人君

条例に則ってやっていきます。規則の中に「その他町長が必要と認めたとき」とありますが、それ以前のところでしっかりと判断していきます。

○委員長 吉田正昭君

他にございませんか。

(「委員長、よろしいですか」の声あり)

ただいま、黒川勝好議員から委員外議員として発言したいとの申し出がありました。会議規則第68条第2項の規定により、委員会の許可が必要となります。

お諮りいたします。

発言を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、発言を許可します。

○委員外議員 黒川勝好君



使用料はやっぱり安い方がいい。町独自の料金でいいですが、この時期に便乗値上げと捉えられるようなこの条例には賛成できません。住民に対して説得力がない。ぜひとも据え置いていただきたいと思います。請求資料にある試算約211万円というのは、このくらいの金額は企業努力でどうにかなるものではないですか。

○委員長 吉田正昭君

答弁はなしでよろしいですね。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 戸谷裕治君

私は、「消費税率の引上げ等に伴う」という条例案の名称は間違っていると思います。この条例の上げ方自体に反対します。

○委員長 吉田正昭君

次に原案に賛成者の発言を許します。

○委員 水野智見君

私は、受益者負担の適正化と公共施設の使用料見直しの面から、賛成します。

○委員長 吉田正昭君

他に討論はありませんか。

○委員 板倉浩幸君

私は、議案第37号「消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について」について、反対であります。理由としては、町民のみんなが文化・スポーツ・趣味や活動などで利用する公共施設の使用料を値上げするという内容であり、施設の役割を十分に果たすためにも、町民がお金の心配をしなくても使えることが必要で、使用料の値上げは、町民に大きな負担となり、消費税増税予定との抱き合わせで、受益者負担の適正化として値上げを町民へ押し付けるやり方は反対です。

○委員長 吉田正昭君

他に討論はありませんか。

(発言する声なし)

討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第37号「消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長 吉田正昭君

挙手多数です。したがって、議案第37号「消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、教育長、政策推進室長、産業建設部長、政策推進室次長、教育部次長、産業建設部次長、生涯学習課長、政策推進課長、介護支援課長の退席を許可いたします。

入れかえのため暫時休憩します。

(午前10時06分)

○委員長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

○委員長 吉田正昭君

議案第35号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

算定基準の説明をお願いしたい。パートタイムの重要度で変わるのですか。厚生年金の加入等についてはどうなるのですか。

○総務課長 戸谷政司君

給与の考え方については、一般職の給料表を参考にしています。保険等も、基準を超えれば支払うことになります。

○委員 戸谷裕治君

人件費がふえていきますよね。年間どのくらいふえるのですか。

○総務課長 戸谷政司君

試算の段階ですが、ボーナスの支給も発生するため、年間1億円近い金額がふえる見込みです。

○委員 戸谷裕治君

1億円というのは、増額ということですか。この制度の運用はすぐに始めなければいけないものなんですか。

○総務課長 戸谷政司君

地方公務員法の改正に伴い、来年4月にこの制度が始まります。今まで2カ月で雇用して

いた臨時職員を1年通じて会計年度任用職員として雇用します。

○委員 戸谷裕治君

職員としての身分で雇用しなければいけないということだと思えますけれども、負担が多くなりますよね。副町長の見解はどうですか。

○副町長 河瀬広幸君

職員としての位置づけとしてやっていくものであり、期末手当の支給と1年間の雇用契約という形になります。今後、新規採用者と臨時職員の数を精査していきます。

○委員長 吉田正昭君

他にございませんか。

○委員 飯田雅広君

社会的に人手不足ですが、職員の応募はきていますか。

○総務課長 戸谷政司君

現行は2カ月間で雇用契約を結んでおり、年度途中でやめられる方もいます。現状としては、ある程度の職員を確保できています。今後は、臨時職員についても、正職員と同様に評価をすることになります。

○委員 飯田雅広君

人手不足は間違いないですので。行政に求められるものも高度化しています。予算的なこともあるとは思いますが、配慮をしていただきたいと思います。

○委員 板倉浩幸君

私からもちょっと質問で、正職員と臨時職員のバランスはどうなっているのですか。正職員と臨時職員はどう違うのでしょうか。また、19ページの第7条に関して、「月額」、「日額」、「時間」とありますが、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

区別については、パートタイムということで、正職員より働く時間が短くなっております。バランスについては、臨時職員をふやすという考えはありません。職員の補助的な位置づけであり、基本的な考え方は変わりません。第7条に関してですが、職員の給料表と同じものを載せております。基本的な考え方は、第3項の「時間での報酬」となります。

○総務部長 浅野幸司君

臨時職員の位置づけについてですが、3年前は47.4%でした。現状は逆転しており、正職員の数より多くなっています。今回の条例案は、非正規雇用の待遇改善というものが核となっています。責任の度合いについては、事務的な補助ですが、現行の2カ月雇用から会計年度任用職員となると、責任の度合いは高くなります。

○委員 板倉浩幸君

最終的には正職員をふやすことが本来の筋ではないですか。

○総務部長 浅野幸司君

仕事内容の整理をしながら、行政として今後検討していきたいと思います。

○委員長 吉田正昭君

他にございませんか。

(「委員長、よろしいですか」の声あり)

ただいま、中村英子議員から委員外議員として発言したいとの申し出がありました。会議規則第68条第2項の規定により、委員会の許可が必要となります。

お諮りいたします。

発言を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、発言を許可します。

○委員外議員 中村英子君

大改革となっています。従来の職員をふやすということでは、自治体がもたないと思います。フルタイムについて提案していませんが、何故ですか。

○総務課長 戸谷政司君

今回はパートタイムということを出していますが、本来はフルタイムも視野に入れて考えていかなければいけません。今回は、任期付き職員と区別するため、パートタイムの提案をさせていただきました。必要に応じて今後フルタイムの提案をさせていただきます。

○委員外議員 中村英子君

フルタイムについてもぜひ検討してもらいたいと思います。臨時職員は10年前だと200人くらいでした。現在は300人ほどで、平成30年度の決算では3億5,000万円ほどになっていますが、先ほどの答弁で、約1億円ふえるということは、今回の改定によって4億5,000万円くらいにふえ、5億円近くに膨らんでいくということになりますよね。報酬ということは、賃金ではなく人件費に入ってくるという解釈で良いですか。

○総務部長 浅野幸司君

議員おっしゃるとおり、報酬と期末手当があるため、人件費となります。7節そのものがなくなります。

○委員外議員 中村英子君

7節そのものがなくなる。そういうことですか。それでは従来いた300人くらいの臨時職員が人件費に移るということになりますよね。今までは1時間幾らで働いていましたが、議案2ページの第7条には「月額」「日額」「時間」とあり、その300人は今後どういう分け方になるのですか。

○総務部長 浅野幸司君

第7条に関して、第3項の「時間で報酬を定める」ことを基本とします。時給に換算する

と大体938円となります。現状を維持する形で、不利益にならないように定めます。

○委員外議員 中村英子君

7ページの別表第1について、保育士は2級であると思っておりますが、1級と2級の違いは何ですか。また、昇給ということは考えられないと思っておりますが、どういうことですか。

○総務部長 浅野幸司君

1級は保育士、2級は歯科衛生士等の専門職が該当します。昇給については、人事評価制度を適用し、個々に評価することとなります。評価結果により継続雇用となるのか否かを判断することとなります。

○委員外議員 中村英子君

パートタイムは限られた人しかできない範囲ですよ。それから……

○委員長 吉田正昭君

ここで一旦、トイレ休憩ということで、暫時休憩します。

11時から再開ということでお願いします。

(午前10時53分)

○委員長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○委員外議員 中村英子君

自治体で、賃金の水準・採用制度などを決めることになっていきますよね。職員については人事院勧告という国の水準がありますが、この方たちは自治体が決めるという位置づけは変わらないのですか。

○総務部長 浅野幸司君

会計年度任用職員は、正職員と基本的に給料表は同じでございます。非正規雇用の待遇改善が根幹でありますので、正職員とリンクしながら悪くならないような方向で考えていきます。

○委員長 吉田正昭君

他にございませんか。

○委員 戸谷裕治君

身分保障ができてきますよね。副業に関しての考え方はどうですか。

○総務部長 浅野幸司君

地方公務員法の適用を受けるので、原則、正職員と扱いは同じでございます。

○委員 戸谷裕治君

時間の長短があるとは思いますが、等しく身分保障していくこととなりますよね。午前だけのような場合、午後アルバイトできないということになるのですか。

○総務部長 浅野幸司君

実際の実務のところは別途検討していかなければいけないと考えています。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 吉田正昭君

議案第36号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

自治会長の扱いが変わるような気がしますが、どう変わるのですか。

○総務課長 戸谷政司君

嘱託員と嘱託補助員は、今までは非常勤特別職ということでしたが、非常勤特別職の適用を受けなくなることになります。今後、別途扱いを定めていかなければいけないと思っています。

○委員 戸谷裕治君

これにより、今までややこしかった問題が解決されると期待されます。

○委員長 吉田正昭君

他にございませんか。

○委員 板倉浩幸君

水道事業会計職員に関しても同様でいいのですか。

○総務課長 戸谷政司君

水道の臨時職員に関しても会計年度任用職員に変わるため、同様に上げてございます。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 吉田正昭君

議案第39号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

これは、法改正により出てきた議案と捉えればいいですか。

○総務課長 戸谷政司君

地方公務員法に該当するためでございます。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 吉田正昭君

議案第40号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。  
提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、総務部長、総務部次長、総務課長の退席を許可いたします。

入れかえのため暫時休憩します。

(午前11時14分)

○委員長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

○委員長 吉田正昭君

議案第38号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

請求資料を事前にタブレットの方に載せさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 吉田正昭君



補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

旧姓併記は、どういう場合が多いのですか。

○住民課長 中村和恵君

たぶん、女性の方が婚姻し、そのまま旧姓を名乗っていくという場合が多いと思われます。

○委員 飯田雅広君

新しい印鑑登録証明書の様式には性別がなくなっていますが、どうしてですか。

○住民課長 中村和恵君

総務省からの通知があり、その中で、印鑑登録に関し、男女の別を記載しない取扱いとしても良いか、という質疑において、差し支えないという総務省の答弁が出ているため、町としても今回性別の項目を外したものです。

○民生部長 寺西 孝君

性別に関わりなく自分らしく生きることができるという男女平等参画社会の実現に向けて、性同一性障害の性的マイノリティの方の人権を配慮し性別表記を廃止するものです。この件については、町条例なので町の裁量でできるところであり、このようにさせていただきました。

○委員 板倉浩幸君

結婚前の印鑑を使えるということですか。

○住民課長 中村和恵君

旧氏を申請し登録していただく作業が発生するため、誰もが使えるという訳ではありません。

○委員 板倉浩幸君

旧姓を使います、という申請が必要ということなのでしょうか。

○住民課長 中村和恵君

まず申請していただいて印鑑を登録し、初めて使えるようになります。

○委員 戸谷裕治君

名前で登録されている方も多いのですか。

○住民課長 中村和恵君

年代的なものもあると思いますが、女性の中には名前で登録されている方もいらっしゃいます。実際には、若い世代の方は、印鑑登録に対してそれほどこだわりがないように思われます。

○委員 飯田雅広君

印鑑登録は何でもいいのではないのですか。名字がどうということは関係ないのではない

ですか。

○住民課長 中村和恵君

氏、名前、通称等を組み合わせたものということに決まっております。

○委員 板倉浩幸君

この制度自体は利用価値があるのですか。

○民生部長 寺西 孝君

女性一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる基盤整備に寄与するものでございます。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 吉田正昭君

議案第42号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

成年後見人制度の法律は、この条例にも関係してくるのですか。

○環境課長 石原己樹君

成年被後見人と被保佐人が除外されて、個別の審査規定が設けられたため、今回の改正となりました。

○委員 板倉浩幸君

今回の法改正の前は、一般廃棄物ができる業者が欠落しているということで、今回できるということになったと思うのですが、審査というのはどういったものが該当するのですか。

○環境課長 石原己樹君

一般廃棄物の収集・運搬業務に関することです。書類で審査し、決定する形となります。  
刑事罰等を受けると欠格条項となり、許可取り消しとなります。

○委員 飯田雅広君

そもそも添付書類に身元を証明するような書類はないのではないですか。

○環境課長 石原己樹君

そういった案件になった場合に、届出をしていただくことになっています。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する  
条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前11時31分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭